

# 肉用牛肥育経営安定交付金制度

## 登録生産者の皆さんへ

令和3年7月販売肥育牛の牛マルキン交付金単価（概算払）が下表のとおり公表されました。生産者の皆様方におかれましても、肉用牛肥育経営安定交付金制度の意義と実状をご理解いただきご協力をお願いいたします。

### 1頭あたり（令和3年7月販売牛）

（単位：円／頭）

肉用牛肥育経営安定交付金制度	肉専用種 （静岡県）	交雑種	乳用種
標準的販売価格（A）	1,209,712	743,804	453,297
うち 主産物価格 $a \times b$	1,200,160	737,178	449,000
枝肉市場価格（円/kg） a	2,308	1,454	1,000
枝肉重量（kg） b	520	507	449
標準的生産費（B）	1,200,612	791,025	493,250
うち もと畜費	716,396	419,316	224,331
うち 飼料費	298,963	275,133	203,360
うち 労働費	87,741	40,181	22,320
差額(C) = (A) - (B)	9,100	△47,221	△39,953
交付金単価 (D) = (C) × 0.9	—	42,498.9	35,957.7
<b>※暫定交付金単価(概算払)(D) - 6,000</b>	—	<b>36,498.9</b>	<b>29,957.7</b>

※肉用牛1頭当たりの交付金単価（概算払）は、標準的生産費と標準的販売費との差額に100分の90を乗じた額から6,000円を控除した額です。

インターネット環境のある皆さんは

「Alic 牛マルキン 交付金単価」で検索いただくと詳細の確認ができます。

<http://www.alic.go.jp/> から

☆牛マルキンの肥育牛申込は14ヶ月齢までに。  
☆改良センターへの転入、転出届けと牛マルキンへの販売、削除報告は速やかに行いましょう。